

# 告示

## 埼玉県告示第千百一十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第六二七号	肥料の種類	蒸製骨粉	肥料の名称	蒸製骨粉 1. 0	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	生産業者の氏名又 は名称及び住所	株式会社イシダ 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番地一 号
	埼玉県 第六二八号		蒸製骨粉		蒸製骨粉 1. 0		窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり		ミヤコ製肥株式会社 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番地一 号

第六一 一號	埼玉 県
肥料	副産 石灰
料	副産 石灰 肥
定規格 のとおり	アルカリ 分 四〇・〇 含有を許 される 有害成分 の最大 量及びそ の他の 制限事項 は、公
	朝日ア グリア 株式会 社 埼玉 県児玉 郡神川 町 渡瀬二 百二十二 番地